

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

岩 国 市 長 福 田 良 彦

市町村名 (市町村コード)	岩国市 (35208)
地域名 (地域内農業集落名)	中山地域 (第一中山、第二中山)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年12月25日 (第1回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

・農業者の高齢化及び後継者不足による耕作放棄地の増加や、それに伴う鳥獣被害の増加により、草刈り作業をはじめとして担い手への負担が大きくなっている。
・新規就農者や地域外からの雇用などの人材確保については、定着に至らないことが多く、雇用に依らず自営とする農家が大半を占めている。
・地域の中心となる作目は水稲であるが、今後は水稲以外の作物を特産品として位置付けるための検討を行う必要がある。
・連坦性がなく作業効率が低い。
※参考:農耕システムによる世帯数33世帯(地域における農家世帯数割合55.9%)

(2) 地域における農業の将来の在り方

・水稲を主要作物と位置づけるとともに、農業所得向上及び農業経営の安定化に向けた高収益作物の取り組みを検討する。
・高齢化による農家の減少を見据え、法人や認定農業者への農地の集積・効率化を図る。
・法人や認定農業者を中心に農地の集積を図り、並行して移住者等を含む新規就農者・定年就農者等を確保するための施策を検討する。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	81.0 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	81.0 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農業振興地域を基本の区域とする。
保全・管理エリアについては、今後、地域で協議をし、必要な場合は適切に設定する。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
・担い手を中心に集積・集約化を進めると共に、団地面積の拡大については農地利用最適化推進員等と調整し、農地バンクを通じて進める。
(2)農地中間管理機構の活用方針
・所有者及び担い手の意向を踏まえた上で、農地中間管理事業の活用を図る。
(3)基盤整備事業への取組方針
・基盤整備はおおむね終了している。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
・地域内外から多様な経営体を募り、JA等関係機関と連携しながら担い手として育成する。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
・農作業の効率化・省力化にあたっては、JAによる小規模農家の作業受委託等支援策はあるが、必要性や他の計画区域等方針も参考としながら、農業支援サービス事業者等の活用について今後検討する。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☒ ①鳥獣被害防止対策	☐ ②有機・減農薬・減肥料	☒ ③スマート農業	☒ ④畑地化・輸出等	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☒ ⑦保全・管理等	☒ ⑧農業用施設	☐ ⑨耕畜連携等	☐ ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

- ①鳥獣被害の防止に向け、捕獲檻の設置や侵入防止柵の設置及び適正管理に取り組む。
 ③大規模経営の農家を軸にドローンによる防除に取り組む。
 ④農業経営の安定化を目指し、畑作物による高収益を検討する。
 ⑦中山間地域等直接支払制度や多面的機能支払制度を活用し、農地や農道・水路の保全を図る。
 ⑧中山間地域等直接支払制度や多面的機能支払制度を活用し、農業用施設の管理に取り組む。